

# 食品安全委員会第 383 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 5 月 26 日（木） 14：02～14：27

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条の表を改正すること
- ・家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 2 条の表を改正すること  
（農林水産省からの説明）
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）別表第 9 に規定する疾病について改正すること  
（厚生労働省からの説明）

(2) その他

## 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

農林水産省 動物衛生課 伏見国内防疫調整官、

厚生労働省 加地監視安全課長

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勸告広報課長、

本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 - 1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必

要でないときについて（照会）

資料 1－2 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

## 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から第 383 回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、農林水産省動物衛生課から伏見国内防疫調整官、厚生労働省から加地監視安全課長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 383 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料 1－1 は、農林水産大臣からの諮問書でございます。資料 1－2 は、厚生労働大臣からの諮問書でございます。本日、資料は 2 点でございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
---

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料 1－1 にありますとおり、農林水産大臣から 5 月 24 日付で「家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項の規定に基づき家畜伝染病予防法施行令第 1 条の表を改正すること」、及び「家畜伝染病予防法第 4 条第 1 項の規定に基づき家畜伝染病予防法施行規則第 2 条の表を改正すること」について、資料 1－2 にありますとおり、厚生労働大臣から 5 月 24 日付で「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則別表第 9 に規定する疾病について改正すること」について、それぞれ照会がありました。

それではまず、農林水産省伏見国内防疫調整官から説明をお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 農林水産省の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 1-1 に基づき説明させていただきます。

照会させていたところを 1 枚めくっていただきまして、こちらにございますとおり、まず背景からでございますが、近年の家畜の伝染病の発生状況、それに国際的な動向等を踏まえまして、ことしの 4 月に家畜伝染病予防法を改正いたしまして、その中で、それに規定されます家畜伝染病及び届出伝染病を改正するというところでございまして、まず①で、「小反芻獣疫」、現行では届出伝染病になっておりますが、それを新たに家畜伝染病に追加すること。2 つ目といたしまして、高病原性鳥インフルエンザのうち、病原性が低いものを新たに「低病原性鳥インフルエンザ」という別個の家畜伝染病に位置付けるということでございます。3 つ目が、現在、家畜伝染病として指定されている「ニューカッスル病」の対象範囲を病原性が高いものに限定するというにしたことに伴いまして、家畜伝染病予防法の施行令と家畜伝染病予防法施行規則を改正する必要があるということでございます。

添付した資料を御覧いただきたいんですが、小反芻獣疫というのが 1 枚めくりますとありますが、これはウイルスの疾病でございまして、伝染病でございまして、感受性動物としては、しか、めん羊、山羊ということになっております。これまでは我が国では発生はございませんが、外国ではアフリカ、中東、最近では南アジアを中心に発生しているということでございます。現在、我が国では輸入検疫、つまり動物検疫によって侵入を防止しているところでございますが、この病気は、最後に書いてございますが、有効な治療法はないということで、侵入を阻止することに最大の重きを置いているということでございます。

もう一枚めくっていただきまして、次のページでございまして、ではなぜ新たに家畜伝染病に追加するのかということでございますが、これは 10 年以上前の 1997 年と 2009 年のデータの比較でございまして、発生件数を御覧いただきまして、最後の合計というのがございまして、件数でいいますと、1997 年が 723 件であったものが 2009 年は 1,761 件と、2.4 倍増という。数が問題ではございませんけれども、問題は、今までアフリカあるいは中東のほう、我が国からは相当離れたところに発生があったというものでございまして、見ていただきまして、アジアでインドが 97 年の 81 件～184 件、ネパールが 26 件～143 件、それと中東のほうでイランが 548 ということで件数的にはふえておりますので、侵入リスクが高まっているのではないかという議論がございまして、今回、家畜伝染病に追加するというところでございます。

続きまして、もう一枚めくっていただきまして、ニューカッスル病ということですが、これはか

なり知られている病気かもしれませんが、やはりウイルス病でございます。鶏、あひる、七面鳥、うずらが感受性動物といたしまして、毒性の強いものから低いものまでであるということでございます。これはワクチンによって、有効なワクチンがございますので、かなりコントロールされている。我が国でもワクチンで防疫措置を講じられているという状況でございますが、今回O I Eの我々が頼る国際獣疫事務局の基準というものが明確化されておりますので、それに合わせて病原性の弱いものについては家畜伝染病から削除して届出伝染病にするということを整理させていただきたいと思っております。

もう一枚めくっていただきますと、では、ニューカッスル病の定義ということはどういうことなのかと。これは仮訳の部分に書いてございます。「ニューカッスル病は」と1番に書いてございますけれども、一般規定で、「後述する」というのはちょっと細かいので省きますが、鳥パラミクソウイルス血清型1型ウイルスにより引き起こされる家禽の感染症ということで、あとのa、bということは、これはどういう場合が病原性が強いのかということが定められていて、そのルールにのっとり決められているということでございます。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザでございます。これは昨年の11月から24例ほど発生いたしました。実は高病原性鳥インフルエンザという名前になったのは約14年前の法律改正でございますけれども、その際には、今回、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザと分けておりますけれども、O I Eでも定義が明確ではなかったと。ただ、そうしているうちに低病原性のもので高病原性のものであるというものは、国際的なルールの中で変わってきて明確化されておりますので、今回の法律改正によって低病原性と高病原性という分け方をして、国際的な基準にも合致するような形にしたということでございます。

次のページの左側でございますけれども、我が国ではこの低病原性という国際的なルールの基準であっても、病気の名前としては高病原性鳥インフルエンザとしており、それで、防疫指針等、マニュアル等で低毒タイプの場合のルールを決めておりましたけれども、今回は国際的な言い方に合わせて低病原性鳥インフルエンザということで分けたということで、整合性をとったということでございます。

最後に、説明は省略いたしますけれども、O I Eのコードの中でも高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザというのを明確に分けてありますので、我が国でもそのように明確に対応しようということでございます。

1枚目に戻っていただきまして、2番目の概要でございます。

概要の中で、今回お話ししたいと思っておりますのは、委員長のほうに冒頭にお話しいただきま

したが、家伝法の改正に伴いまして、その政令の第1条の表を改正しなくてはいけないとのことですが、それはどういうことかと申しますと、1番として、小反芻獣疫をその対象家畜に鹿をそれぞれ加えてありますが、法律の中ではきちっとめん羊、山羊というのは書かれているんですけども、飼養頭数的には多くないものについては、例えば鹿のようなものについては、感受性動物があった場合には政令で定めることになっています。そのようにルールにのっとって整理をさせていただきたいと思っております。

2番目がニューカッスル病の話ですが、今回は病原性が高いものとして省令で定めるものだけにしますので、そこは改正しなければいけませんので、その改正をさせていただくことです。

3番目といたしまして、低病原性の鳥インフルエンザを、これもやはり現在、高病原性鳥インフルエンザも同じように政令で対象家畜に「きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」というのを定めておりますけれども、高病原性と低病原性に分かれた関係で、政令のほうに「きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」を加えさせていただくということでございます。

2の(2)でございますが、今度は届出伝染病の話でございます、「省令の第2条の表を改正し」ということで、①でございますが、「小反芻獣疫」を、これは法定伝染病、家畜伝染病になりましたので、削除するというところでございます。②は、伝染性疾病に「低病原性ニューカッスル病」というのを定めましたので、対象家畜に「鶏、あひる、うずら、七面鳥」を加えるというところでございます。

(3)に書いてございますのは、きょうまさにお諮りしていることでございますが、今回の改正に係るすべての疾病については、畜産食品から人に感染した報告例はなく、各疾病の防疫措置というのとられておりますので、食品を介して人の健康に影響を及ぼすおそれはないと考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

続きまして厚生労働省の加地監視安全課長から説明をお願いいたします。

○加地監視安全課長 最初に、ちょっとおくれましたことをおわび申し上げます。

それでは、資料でございますが、私どものほうから出しております資料1-2というところでございます。今回の家伝法に基づく改正に関連いたしまして必要な部分の改正ということでございますが、定義等あるいは範囲等は、先ほどの農水省からの御説明のとおりでございます。

食品のほうといたしましては、この1枚目を見ていただきますと、書き方として、ニューカッスル病には先ほどの新たに低病原性ニューカッスル病というものが入ってきますので、念のためにニューカッスル病には低病原性ニューカッスル病を含むということ、それから、②ですが、現在は「高病原性鳥インフルエンザ」と「鳥インフルエンザ」は別々に書いておりますけれども、今回また新たに低病原性インフルエンザが言葉として入りますが、これは今までの鳥インフルエンザの中に含まれているものでございますが、念入りに鳥インフルエンザといたしまして、括弧書きで（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを含む。）というふうに書いております。外枠のニューカッスル病というものあるいは鳥インフルエンザというものの範囲が広がるわけではございません。これまでどおりの措置でございます。

1枚めくっていただきまして、そこに概要として書いておりますが、1の概要の丸の3つ目でございます。本改正に伴って食鳥検査法 19 条に規定する食鳥処理業者による廃棄等の措置については、食鳥検査法施行規則別表第9に掲げる疾病等、こういった範囲の変更は一切ございません。名称の変更だけという御理解をいただければと思います。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

○村田委員 どのウイルスも食品を介して人の健康に影響を及ぼす恐れはないということで、そこは問題ないと思いますけれども、例えば、最初の小反芻獣疫というんですか、これは輸入検疫によって侵入を防止しているということなんですけれども、具体的にはどのようにしているのかということと、それから2ページ目に、この件数がとても最近増えているというようなお話があったんですけれども、その原因は何かわかっているのかとか、その2点を教えていただけますでしょうか。

○伏見国内防疫調整官 まず、動物検疫でございますけれども、動物検疫の原則はまずウイルスを入れさせないということですから、この病気の発生ある国からの輸入は禁止です。ですから、まずそこで入ってこないということですが、後は、きちっと証明書を添付されたものを、今現在発生しない国から入るとしても、証明書で無病証明をされているということがございますので、そこで担保されていると思います。

なぜ増えたのかという話はあるんですけども、ここはいろんな意見がございまして、単純に数が増えた理由というのは、やはり病気のコントロールができていないのではないかとということと、あと、これは全くこういう場で言っているのかわかりませんが、中東のほうはやはりいろんなことがございまして、病気のコントロールが完全にできていないのではないかと。いろんなことというのはちょっと説明は控えますけれども。要するに、家畜防疫としての徹底ができていないのではないかとこの意見はございます。

○小泉委員長 ほかにございせんか。

はいどうぞ。

○村田委員 厚生労働省のほうの資料なんですけど、これ実際にはここに書いてあるような病気というのは、これは食鳥処理場でどのように検出しているか、調査されているんでしょうか。

○加地監視安全課長 いわゆる食鳥検査法が平成4年からスタートしているんですけども、1羽ごとの検査をするということになります。ただ、極めて小規模な処理場、いわゆる関西でいうかしわ屋さん、こういったところは自主検査をやるということになっています。ちゃんとマニュアルどおり、そこは異常を排除する。つまり、正常でないものは全部排除すると。病気であろうがなかろうが、異常と見られるものは全部排除すると。

大規模、中規模と申しますか、年間30万羽以上のところは、都道府県の獣医師あるいは指定検査機関——獣医師会とかですね、そういったところの獣医師がその施設に必ず行きます。まず、成鳥、かごの中に入ってきたところから異常の確認をします。例えばインフルエンザですと、大体1つのかごに30羽ぐらいいますから、そのうちの一、二羽がどうも死んでいるようだと、そこから精密検査を始めます。そこで生きて段階で異常がないということがわかって、初めてと殺のほうに回します。そこで放血をして羽をむしって、まず成体の表面を見る。それから、今度は中抜きといって内臓を出す。その内臓を見ていきます。その一羽一羽やるのは食鳥処理衛生管理者という中間段階の教育を受けた人がいるんですけど、その人たちが一羽一羽を見て、その人たちが何か異常があれば、すぐ後ろに排除していくわけですね。そこで獣医師がもっと精密な検査をするかどうかを判断して、診断をしていくというような形になります。

ですから、一応、一羽一羽検査をしているということになりまして、もちろん最初からこれはニューカッスルだとかあるいは鳥インフルエンザだということを調べるわけではなくて、まずは正常な状

態ではないかどうかということを見ていきます。そこから病理検査をやったり細菌・ウイルス検査をやったり、さらに精密検査をするために検査所に持ち帰って検査をするというようなことをやります。ただ、食鳥というのは、一羽一羽を検査するといっても、やはり全体のマスをとらえていて判断するということも非常に重要なので、家畜衛生保健所とか県のあるいは農水省から出ているいろいろな疫学情報、こういったものも見ながら、その地域全体でどういう病気がはやるのかどうかというようなことも勘案しながら一羽一羽検査すると。こういう実態です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

1つ教えてください。小反芻獣疫というのは、証明書をつけて、もしおかしければ輸入禁止ということなのですが、例えば、もし空気感染とかがあれば入ってくる可能性、例えば貿易も世界的に広がりつつある中で入ってくる可能性が高いでしょうし、また潜伏期間中に入ってくるということはないのでしょうか。

○伏見国内防疫調整官 まず空気感染することはほとんどないということだそうです。成書によっても接触あるいは飛沫感染とあって、そういうことかかるといって、あと、例えば、ちょっと正確というか、健康な家畜を当然輸入してくるわけなんですけれども、まず、先ほど申し上げたのは病気の発生のある国からは入れられないと。発生がない国であっても、一定の期間病気が確認されていないというのを確認してから入れてきますから、今、委員長がおっしゃったように潜伏期間中に入ってくるということはほとんど考えられないのではないかと。万が一かかっていたとしても、この病気は致死性の高い家畜の病気でございますので、その場合にはなかなかすり抜けて入ってくることはあり得ないのではないかと考えております。

○小泉委員長 ありがとうございます。

そうすると、今いろんな国で、たくさん出ていますが、ここからは輸入されないということなのですね。

○伏見国内防疫調整官 まさにここは、実は小反芻獣疫だけじゃなくて、ほかの病気でもかなり縛りのかかっている国ですので、何重にもブロックされているような状況でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございませんか。はいどうぞ。

○熊谷委員 我が国ではうずらのニューカッスルの自然発生といますか、それというのは今までありましたか。

○伏見国内防疫調整官 我々へ必ずニューカッスルが発生したら届け出ることになっているんですけども、今のところ報告はないです。（注：うずらについては、平成 13 年に 1 件ニューカッスル病の国内発生が報告があった旨、委員会終了後に農林水産省より連絡があった。）

○小泉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

日本でほかの鳥では発生しているのですね、ニューカッスル病は。

○伏見国内防疫調整官 ニューカッスル病の発生は、今おっしゃられたとおり、ほかの鳥、鶏ではあります。ただ、先ほど申し上げたとおり、ワクチンでコントロールされていますから、今までの発生を見ると、ワクチンで予防していない場合に、実はワクチンを打ってなかったとか、そういう場合がほとんどのケースでございます。

○小泉委員長 分かりました。

それでは、ただ今の農林水産省及び厚生労働省からの説明を聞いた限りにおいては、本件につきましては、家畜伝染病予防及び食鳥処理に係る施策を国際的な標準と整合させるために行う改正でありまして、改正の対象となる家畜の疾病の性質並びに現在の我が国の家畜防疫体制及び衛生対策を踏まえると、現状においては当該家畜の疾病に係る家畜由来の食品を経由したヒトの健康への悪影響がある事例は知られておらず、ヒトへの感染の可能性はないと考えられることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長 それでは、伏見調整官、加地課長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますでしょうか。

○西村総務課長 本日はほかにはございません。

○小泉委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、6月2日木曜日 14時から開催を予定しております。また、あす27日金曜日 14時から、「動物用医薬品専門調査会」が公開で、来週30日月曜日 10時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、14時から「遺伝子組み換え食品等専門調査会」が非公開で、31日火曜日 14時から「添加物専門調査会」が公開で、6月1日水曜日 14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第383回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。